「マツエクサロンにおける感染対策ガイドライン」

2020 年 12 月 1 日　更新

一般社団法人日本まつげエクステメーカー連合会

はじめに

世界中で新型コロナウイルスがいまだ感染拡大が続いています。国内では、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止をさらに強めることが求められ、その上で社会経済活動の継続を図ることが求められています。

顧客の求める美の創造に奉仕し、一人でも多くの方の笑顔・幸せに貢献するという当業界の使命を全うするためにも、新たな業界指針資料の必要性を感じ、関係省庁等の資料を基に「マツエクサロンにおける感染対策ガイドライン」を作成した次第です。本内容を参考として以前にも増して日々の衛生管理・感染対策にご傾注いただけましたら幸いに存じます。

【内閣官房】
https://corona.go.jp/news/news_20200411_53.html
【厚生労働省】
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00093.html

＊＊＊

１．サロンの衛生環境の整備・感染防止策の徹底

① サロン店舗入口
■ 入口に手指消毒剤の配置と消毒の徹底を促すこと。
■ ドアノブ・手すり等、顧客が触れる箇所は、顧客来店毎に、あるいは 1 時間に 1 回程度の頻度で消毒すること。拭浄には抗菌・抗ウイルス液剤の使用が望ましい。（担当者を決め、実施管理表への記録・同表の保存を行うこと。）

② サロンレセプション

■来店者数の制限（原則として飛び込みを受け付けず、施術スペースに配慮した適切な人数制限のもと、事前予約者のみの施術）を行うこと。

■時間短縮、衛生管理、顧客管理の徹底などの観点において、紙の予約台帳からオンライン管理への移行を進めることが望ましい。

■顧客と接する場での電話対応は極力控える意味からも、ネット予約・SNS・メールでの対応への移行が望ましい。

■カウンター上の備品などの整理整頓・抗菌衛生に常に配慮すること。拭浄には抗菌・抗ウイルス液剤の使用が望ましい。

■マスクあるいはマスクとフェイスガードを着用して顧客対応を行うこと。

■来店される全ての方に**３．顧客への対応　・注意喚起**　内に示した内容を基に確認を行うこと。

■顧客の待合室（待機場所）での密が生じないよう 、適切なご案内を行うこと。

③ トイレ等共通使用施設

※顧客同士の感染を防ぐためにも、複数の顧客が出入りする場所の清掃、除菌を通常以上に徹底すること。拭浄には抗菌・抗ウイルス液剤の使用が望ましい。（担当者を決め、実施管理表への記録・同表の保存を行うこと。）

■トイレ、手洗い設備等の掃除時は使い捨て手袋を着用すること。（掃除に使用した使い捨て消耗品は適切に廃棄すること。）繰り返し使用する用具は、適切な洗浄・消毒を行うこと。拭浄には抗菌・抗ウイルス液剤の使用が望ましい。

■ 手洗い設備及び水道、トイレ、出入り口のドアノブなど不特定多数の方が触れる箇所について、顧客毎の消毒、または最低 1 時間に 1 度の頻度での消毒を行うこと。拭浄には抗菌・抗ウイルス液剤の使用が望ましい。

■トイレの水を流す場合は蓋をして流していただくよう注意喚起の POP 等を目につきやすい場所に貼っておくこと。

■目につきやすい場所に正しい手洗いを促す POP 等を貼っておくこと。

■手洗い後の手拭きは共有のタオルではなく、使い捨てペーパータオルなどを利用していただく。（使用後のペーパータオルを適切に廃棄していただけるゴミ箱を用意すること。）

■ハンドドライヤー・メイク道具等を設置している場合は、使用不可の状態とし、説明文を貼付しておくこと。

④ カウンセリング・施術スペース

■各スペース・室内の清掃、消毒除菌を通常以上に徹底すること。拭浄には抗菌・抗ウイルス液剤の使用が望ましい。

■個室形態の場合、出入り口のドアノブなど不特定多数が触れる箇所は顧客毎に消毒を実施すること。拭浄には抗菌・抗ウイルス液剤の使用が望ましい。
■カウンセリング時には顧客と対面で座らず、横並び或いは斜め位置に座るか、対面の場合は人と人との距離が近い接触（互いに手を伸ばしたら届く距離）を避けるよう心がけること。

⑤ 施術関連器具・用具・備品類
■施術ベッド（施術道具を載せるワゴン設置スペースも含めて）同士の間隔はできるだけ2m以上（最低1m）離すこと。（複数のベッドを1m未満の間隔で設置している場合は使用可能ベッドの選択をすること。）
■洗髪台からできるだけ離れた位置に施術ベッドを設置するよう、通常以上に心がけること。
■施術ベッド、施術者用椅子、ワゴン、施術道具等は、使用都度（顧客毎）、各品（素材）に適切な消毒を行うこと。拭浄には抗菌・抗ウイルス液剤の使用が望ましい。
■顧客毎の使い捨て消耗品、施術に伴い生じるゴミなどは、その都度、蓋付きの容器に十分な配慮をもって廃棄すること。
■顧客に接するリネン類は顧客毎に交換し、消毒した後、洗剤を用いて洗濯を行うこと。また、リネン類の衛生措置は、素材に合わせた消毒（化学的及び物理的消毒法）を行うこと。※顧客毎に全て消毒が徹底されていることが必要なため、未消毒のものと消毒済みのものを、明確に分けて保管すること。消毒済のものであっても使用に際しての取り出し時には特段の注意をはらうこと。

⑥ 施術者
■施術の際の顧客との位置関係を考慮すると、マスクとディスポーザブルタイプのフェイスガードの併用が望ましい。マスク及びフェイスガードは飛沫拡散を防ぐため正しい装着方法で装着する。マスク及びフェイスガードを装着していてもお客様と近づき過ぎないように配慮すること。マスク及びフェイスガード装着時は、マスク及びフェイスガードに触れないよう徹底する。廃棄の際は袋に収め、蓋つきのゴミ箱への適切な廃棄を行う。
■施術作業中は、清潔な施術着を着用すること。消毒、洗濯を最低でも毎日行うこととし、万が一、顧客のくしゃみや咳など飛沫が付着した場合は、ただちに別の施術着に取り替えること。
■施術前後の手洗い・手指消毒は顧客毎に、手順を守って丁寧に行うことを厳守する。
■感染症の疑いのある顧客を接客した場合は、以後他の顧客の施術はせず、直ちに上長に報告し指示を仰ぐこと。

⑦ 施術室・サロン内の換気

■顧客毎の施術終了後、または 1～2 時間に 5～10 分程度窓やドアを開けて、サロン全体の空気を入れ換えること。窓やドアでの換気が適わない環境の場合は、ミストを拡散せず空気の濾過を行うタイプの空気清浄機を活用すること。

⑧ レジ及び金銭授受

■顧客対応前後には必ず手指消毒を行うこと。

■顧客の手が触れる可能性がある部分は、事前に消毒を済ませておくこと。拭浄には抗菌・抗ウイルス液剤の使用が望ましい。

■現金取り扱いに比較してキャッシュレス決済は感染リスクの軽減が見込めるため、キャッシュレス決済を推進することが望ましい。

２．スタッフの健康管理の徹底と公平公正な処遇の実施

① スタッフの体調管理

■出社時と退社時の体温と体調チェックを営業ルーテインとして行い、その結果を記録し、適宜、上長が確認するシステムを構築する。

■発熱・体調不良などの症状がある場合は即刻出勤停止とする。

【コロナウイルス感染の疑いがある場合には、自宅待機（基本 14 日間）とすること。
他のスタッフおよび顧客との接触に関して正確な実態把握を実施するとともに、保健所の指示に従う。（個人情報の保護に十分配慮しての対応を要する。）】

② スタッフの家族等、同居者に感染者や感染者への接触があることが判明した場合

■ 即刻出勤停止とする。

■ 他のスタッフおよび顧客との接触に関して正確な実態把握を実施する。

■ 保健所に連絡をし、指示をあおぐ。

（個人情報の保護に十分配慮しての対応を要する。）

③ サロン休業や出勤停止の際の保証

■サロン休業や出勤停止の際の賃金保証について、想定される複数のケースの対応の方向性を、労務管理の専門家の意見を参考としつつ、あらかじめサロンとして、スタッフと十分に話し合って決めておくことが望ましい。

■法令等の施行により、サロンがとるべき対応に変更を求められることも考慮し、常に厚生労働省や都道府県、市町村のホームページをチェックし、最新の対策を講じることが望ましい。

【厚生労働省「新型コロナウイルスに関する Q&A（企業の方向け）」】

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/dengue_fever_qa_00007.

html#Q1

３．顧客への対応　・注意喚起

・店内でのマスク着用の推奨

※顧客来店時の注意事項並びに、体調が思わしくない時などの来店の自粛を、ホームページ、SNS、店頭掲示、書面配布などで呼びかけ、注意の徹底を強く求めること。
※万が一感染が発生した場合に備え、個人情報の取り扱いに十分注意しながら、来店顧客名簿を適正に管理することが望ましい。

① 来店自粛要請対象者
■過去 14 日以内に、政府から入国制限、入国後の観察期間を必要と発表されている国・地域等への渡航履歴がある方、並びに当渡航者との濃厚接触がある方。
■過去 14 日以内に、新型コロナ ウイルス 感染者が発生した観光クルーズ船から下船された方、並びにその方との濃厚接触がある方 、あるいはその他のクラスター発生源とされる場所を訪れた方、並びにその方との濃厚接触がある方。
■１週間前くらいまでにインフルエンザ・ノロウイルス感染症等にかかっていた方、並びにその方との濃厚接触がある方。
■同居家族や身近な知人に新型コロナウイルス感染が疑われる方がいる方。
■その他新型コロナウイルス感染可能性の症状がある方。（発熱や軽度であってもくしゃみや咳・咽頭炎、味覚・臭覚異常、倦怠感などの体調不良が生じている方）

※また、糖尿病、心臓疾患、呼吸器疾患等の基礎疾患がある方 、人工透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方等については、 新型コロナウイルスに感染した場合に重症化の可能性があるため、来店に際しては適宜主治医とご相談いただくようお願いする。
※安全な待合場所のご用意が適わないと判断される場合には、幼児・学童・学生（18 歳未満）の方を同伴されてのご来店はご遠慮いただく。

② 顧客来店時の要請事項
■来店時に体温チェック（非接触体温計利用）すること、または直前の体温申告をお願いし、記録を控えておくこと。
■来店時の手指消毒を徹底すること。
■店内でのマスク着用をお願いすること。

※万が一感染者が発生した際の連絡方法について事前に確認すること。
連絡の範囲・内容等については、保健所等の行政機関の指示に従うことを顧客に周知し理解を得る。感染した本人以外の顧客に関する情報も、保健所等の要請により行政に報告する場合があることについても、あらかじめお伝えしておくこと。

４．緊急時の対応について

■顧客に関わる感染情報を取得した場合、即時に保健所へ報告し、求められる情報の速やかな開示を行うこと。
■感染者あるいは感染の疑われる顧客と空間を共にしたサロンスタッフのみならず、当該顧客のサロン到着時間から退店１時間後くらいまでの同日時間帯サロン滞在顧客をリストアップし、報告できるようにすること。
■感染防止のため関係各所に報告を行う際に支障が生じないよう、スタッフ及び顧客のプライバシー及び個人情報保護の観点から、各サロンで情報公開ポリシーを定めておき、あらかじめスタッフ及び顧客の理解を得ておくこと。
■万が一、感染発生・感染者関係場所となった際に備えて、適正・迅速な対応が可能となるよう、関係各所への連絡手順や最新の対応基準について調査・認識周知しておくこと。

最後に

新型コロナウイルス感染状況は日々変化し、それに伴い感染対策も変わります。今後も内閣官房・厚生労働省からの最新情報に沿っての変更が生じる可能性があります。また、感染状況には地域差があることなどから、このガイドラインを参考にしつつ常に最新の情報収集に務めていただくとともに、具体的な対応については各所在地の保健所や他の行政機関の指示に従っていただくようお願いいたします。

【内閣官房「新型コロナウイルス感染症対策」】
https://corona.go.jp/

【厚生労働省「新型コロナウイルス感染症について」】
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html